

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間  
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法に規定する定義について述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「無線局」とは、無線設備及び  A の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための  B をいう。
- ③ 「無線従事者」とは、無線設備の  C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	無線設備の操作を行う者	電气的設備	操作又はその監督
2	無線従事者	通信設備	操作又はその監督
3	無線従事者	電气的設備	操作
4	無線設備の操作を行う者	通信設備	操作

[2] 無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間に関する次の記述のうち、電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。）の免許の有効期間は、当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間とする。
- 3 固定局の免許の有効期間は、5年とする。
- 4 再免許の申請は、固定局（免許の有効期間が1年以内であるものを除く。）にあつては免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において行わなければならない。

[3] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により  A することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その  B を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

	A	B
1	電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数
2	空中線電力を直ちに變更	無線設備の設置場所
3	空中線電力を直ちに變更	発射する電波の周波数
4	電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所

[4] 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ施設してはならない(注)ものに該当するものはどれか。電波法(第37条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器

[5] 次の記述は、電波の強度(注)に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第21条の3)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2(電波の強度の値の表)に定める値を超える A に B のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が C 以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

A	B	C
1 場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)	無線従事者	10ミリワット
2 場所(人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。)	無線従事者	20ミリワット
3 場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)	取扱者	20ミリワット
4 場所(人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。)	取扱者	10ミリワット

[6] 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則(第50条及び第51条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、1箇月以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。

[7] 次の記述のうち、電波法に規定する非常通信の意義に該当するものはどれか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、電気通信業務の通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、有線通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

[8] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、

A については、この限りでない。

- (1) 免許状に  B であること。
- (2) 通信を行うため  C であること。

A	B	C
1 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	記載されたものの範囲内	十分なもの
2 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	記載されたもの	必要最小のもの
3 遭難通信	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
4 遭難通信	記載されたもの	十分なもの

[9] 無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

[10] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第5条、第24条、第76条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）が不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたときは、その免許を取り消すことができる。
- ② 無線局の免許の取消し等により免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく  A の撤去その他の総務省令で定める  B ために必要な措置を講じなければならない。
- ④ 総務大臣は、無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から  C を経過しない者には、無線局の免許を与えないことができる。

	A	B	C
1	送信機	他の無線局に混信その他の妨害を与えない	2年
2	空中線	他の無線局に混信その他の妨害を与えない	5年
3	空中線	電波の発射を防止する	2年
4	送信機	電波の発射を防止する	5年

[11] 次の記述のうち、総務大臣が無線局に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。
- 2 その無線局の発射する電波の周波数が免許状に記載された周波数以外のものであると認めるとき。
- 3 その無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 その無線局の発射する電波の空中線電力が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えていると認めるとき。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状の訂正及び再交付について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を  A ものとする。
- ② 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、 B 旧免許状を返さなければならない。
- ③ 免許人は、免許状を  C 、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- ④ 免許人は、③により免許状の再交付を受けたときは、 B 旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	申請する	遅滞なく	破損し、汚し
2	届け出る	10日以内に	破損し、汚し
3	申請する	10日以内に	破損し
4	届け出る	遅滞なく	破損し